



**MMC西六郷
虐待防止委員会**

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

これまで「努力義務」であったものが「義務」となります。

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

障害者虐待防止の取り組みについては、
「障害者虐待防止法」に基づいて
これまでも取り組まれてきたかと思います。

ただし、基準省令では「努力義務」であったものが、
なぜ、今義務化されることになったのでしょうか？

次のページで国の検討経緯をおさらいしてみます。

令和2年11月27日第22回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料
横断的事項について（障害者虐待の防止、身体拘束等の適正化

【論点1】障害者虐待防止のさらなる推進について（抜粋）

○ 虐待防止のための責任者や虐待防止委員会の設置状況については、**サービス類型によって大きな開き**があり、施設系は8割以上で設置している一方、それ以外では5割を下回るサービスもある。

※日本知的障害者福祉協会平成26年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告（虐待対応状況調査について）

○ 虐待件数等を調査する虐待対応状況調査の結果では、**施設従事者による障害者虐待の件数は年々増加傾向にある**

○ 上記調査では虐待発生要因を集計しており、**個人的要因（※1）組織的要因（※2）のいずれもみられる。**

※1「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「倫理観や理念の欠如」

※2「職員のスレスや感情コントロールの問題」や「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ

令和2年11月27日第22回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料
横断的事項について（障害者虐待の防止、身体拘束等の適正化

【論点1】障害者虐待防止のさらなる推進について（抜粋）

論点：年々増加する施設従事者による障害者虐待への対応策として、どのような方策が考えられるか。

○ 虐待発生要因には、個人的要因、組織的要因のいずれも存在することから、各サービスの実態を踏まえつつ、指定基準に以下の内容を盛り込むこととしてはどうか。

- ① 従業者への研修実施の義務化
- ② 研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会(注)設置を義務化
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

- ・虐待防止委員会の設置状況がサービス累計で大きな開きがあること
- ・施設従事者による障害者虐待の件数は年々増加傾向にあること
- ・虐待発生要因は、個人的・組織的のいずれもみられる。

という分析から、基準省令でも義務化されることになったという背景があります。

義務化にあたっては、小規模な事業所への配慮についても意見が出ており、次ページのとおり取りまとめられました。

令和2年11月27日第22回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料
横断的事項について（障害者虐待の防止、身体拘束等の適正化

【論点1】障害者虐待防止のさらなる推進について（抜粋）

論点：年々増加する施設従事者による障害者虐待への対応策として、
どのような方策が考えられるか。（つづき）

- その際には、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取り組みが行えるよう、具体的な方法・配慮を併せて示すこととしてはどうか。
なお、虐待防止の取組の中で、身体拘束等の適正化について取り扱う場合についても同様としてはどうか。
- これらについて施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設けることも検討してはどうか。

小規模な事業所への具体的な配慮はこのあと述べていきます！

※なお、今後、国として現場における好事例を収集した上で、その内容を現場に周知予定。

※具体的なスケジュール例

②は令和3年4月から努力義務化し（①、③は既に努力義務となっている）、
令和4年4月に①から③まで義務化する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15106.html

基準省令の変更点（障害福祉サービス等基準省令）

第三条（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

改正後	改正前
<p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、<u>研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、<u>研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

基準省令の変更点（障害福祉サービス等基準省令）

第四十条の二（虐待の防止）

改正後	改正前
<p>指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	新設

障害者虐待防止の更なる推進のため、
以下の取組が令和4年度から義務化されます！

- ①従業員への研修実施
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として
虐待防止委員会を設置するとともに、
委員会での検討結果を従業員に周知徹底する
- ③虐待の防止等のための責任者の設置

①研修の実施 について

報酬改定資料より【例】

①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。

自立支援協議会、期間相談支援センターの研修に参加することも可

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.2(令和3年4月8日)(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」とこととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

②虐待防止委員会の設置

③虐待防止等のための責任者の設置
について

1 どのように設置するか

(1) 運営規程への記載

(2) 設置の方法

2 何を行うのか

1. 虐待防止委員会の設置について (1) 運営規程への記載

(20) 運営規程(基準第31条)

⑤虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)

居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号当職通知)に準じた取扱いをすることとし、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア虐待の防止に関する責任者の選定

イ成年後見制度の利用支援

ウ苦情解決体制の整備

エ従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等)等を指すものであること

オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること等を指すものであること
(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。

1. 虐待防止委員会の設置について (1) 運営規程への記載

事業所の運営規程への記載方法

(横浜市の運営規程ひな型)

報酬改定に合わせて
運営規程のひな型を改訂しました

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

1. 虐待防止委員会の設置について (2) 設置の方法

○虐待防止委員会という組織体の設置は義務です。

厚生労働省報酬改定説明資料

※**小規模な事業所**においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

1.虐待防止委員会の設置について (2)設置の方法

令和3年度基準解釈通知

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

1.虐待防止委員会の設置について (2)設置の方法

厚生労働省障害者虐待防止の手引き

「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

虐待防止委員会は、苦情解決委員会や事故防止委員会と一体で行う等、運営の工夫をして行うことも考えられます。

2. 虐待防止委員会の役割について

令和4年度から義務化

- ①従業者への研修実施
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ③虐待の防止等のための責任者の設置

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

2.虐待防止委員会の役割について

障害者（児）施設における虐待の防止について

平成17年10月20日 障発第1020001号

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

2 障害者（児）虐待の未然の防止について

(1) 職員の人権意識、知識や技術の向上

施設における障害者（児）虐待を未然に防止するためには、日頃から権利侵害を見逃さないようにし、いわば虐待の芽を摘んでいくことが有効であることから、それぞれの施設において、次のような取組みを行うよう指導すること。

- ① 職員が、自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから、別添2のような掲示物を施設内の見やすい場所に掲示し、職員で話し合っ定期的に新しいものに張り替えるなど、関心が薄れないよう工夫すること。
- ② 倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底すること。
- ③ 普段から研修などを通して、職員の人権意識を高めること。

また、職員の知識や技術が不足しているために、特に行動障害などの問題行動を有する利用者が虐待を受けるケースが高いと言われていることから、それぞれの施設において、次のような取組みを行うよう指導すること。その際、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童相談所の専門性を活用すること。

- ① 研修などを通して、職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障害者（児）の支援に関する知識や技術の向上を図ること。
- ② 個々の障害者（児）の状況に応じた個別支援計画を作成するなどして、適切な支援を行うこと。
- ③ 職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利養護に取り組める環境を整備すること。